

武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会設置要綱（令和元年7月25日施行）の規定に基づき設置した武蔵野市吉祥寺東町1丁目市有地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開原則）

第2条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、この限りでない。

（傍聴席の区分）

第3条 委員会の会議の傍聴席は、一般席、車椅子使用者席及び報道関係者席に区分する。

（傍聴人の定数）

第4条 傍聴の受付は先着順とし、定員は20名を超えないこととし、会場の広さ等により委員会に支障のない範囲内とする。

（傍聴の手続）

第5条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、原則として、委員会開催の前日までに、住所、氏名及び連絡先電話番号を明らかにしたうえで、総合政策部資産活用課に申し込むものとする。

2 前項の場合において、傍聴は、前条に規定する傍聴人の定数を限度として申込順とする

（傍聴席以外の入場禁止）

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 前条の規定にかかわらず、武蔵野市庁舎管理規則（平成19年8月武蔵野市規則第65号）第6条第1項各号または武蔵野市コミュニティ条例（平成13年12月武蔵野市条例第33号）第11条各号に掲げる行為を行う者その他委員会の委員長（以下「委員長」という。）が会議の運営上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

（傍聴人の遵守事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。

- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では喫煙をしないこと。
- (4) 委員長及び職員の指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第2条ただし書の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和元年8月16日から施行する。